

様式第2号（第9条関係）

公有財産賃貸借契約書

賃貸人那珂市長（以下「甲」という。）は、賃借人（以下「乙」という。）と次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、その所有する次の公有財産を乙に賃貸する。

| 名 称       | 所 在 地                        | 備 考                                               |
|-----------|------------------------------|---------------------------------------------------|
| 瓜連駅南有料駐車場 | 那珂市瓜連618番地3<br>及び那珂市瓜連620番地3 | 車両番号 _____<br>区画番号 <u>No.</u> _____<br>面 積 約13.0㎡ |

（使用の目的）

第2条 乙は、賃借物件を自ら駐車場として使用するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 契約期間は、1月単位とし、期限は、年度末までとする。

3 契約の更新はしないものとする。

（賃貸料）

第4条 賃貸料は、月額 円とする。

2 賃貸料は、二期（4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とする。）単位で納入するものとする。

3 乙は、駐車場を使用する第1月の末日までに、甲が発行する納入通知書により賃貸料を支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第5条 乙が契約を解除するときは、解約する日の10日前までに、解約届を甲に提出しなければならない。

（賃貸料の還付）

第6条 賃貸料の還付は、1月単位とし、解約日（解約届に記載した日）の月は含まない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（1）賃貸物件を他人に転貸又は賃借権を譲渡しないこと。

（2）賃貸物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

（契約の取消し）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を取り消すことができる。

（1）乙が偽り、その他不正な行為によって賃貸借契約を締結したとき。

（2）甲が指定した日までに乙が賃貸料を納入しなかったとき。

（3）前条の規定に違反したとき。

（4）乙が故意に駐車場その他施設を損傷したとき。

（5）甲が賃貸物件を公用又は公共の用に供するとき。

（6）その他駐車場の管理に支障があると甲が認めるとき。

（駐車の拒否）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の駐車を拒否することができる。

（1）発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

- (2) 駐車場その他施設を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) その他駐車場の管理に支障があると甲が認めるとき。
- (禁止行為)

第10条 乙は、駐車場で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで自動車を駐車すること。
  - (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
  - (3) 駐車場その他施設を損傷すること。
  - (4) みだりに騒音を発すること。
  - (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (定期駐車券の提示及び掲示)

第11条 乙は、駐車場の出入りの際に係員から定期駐車券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 車両が当該駐車場敷地内にあるときは、定期駐車券を車両の前面に掲示しなければならない。

(事故等の届出及び応急措置)

第12条 乙は、駐車場において、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に直ちに届出なければならない。

- (1) 事故を起こしたとき。
- (2) 施設又は他の自動車を損傷したとき。
- (3) 自動車等に異常又は被害があることを発見したとき。

2 甲は、前項の届出があったとき、又は事故の発生のおそれがあると認めるときは、速やかに適宜の処置を取らなければならない。

(損害賠償)

第13条 駐車場における盗難、損傷、自動車相互の接触又は衝突によって生じた損害及び人身事故、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、甲は賠償の責めを負わない。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 駐車場その他施設を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を補償しなければならない。

(供用の休止)

第14条 甲は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、甲は、当該駐車場の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(費用の負担)

第15条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第16条 この契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議が整わないときは、甲の解釈により定めるものとする。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和      年      月      日

賃貸人(甲)      住 所      那珂市福田1819番地5

氏 名      那珂市長 先 崎      光      印

賃借人(乙)      住 所

氏 名      印